

道路管理者・地方議会の意見

■平成26年度以降の料金について

同意回答文書

大阪府	【平成23年11月4日】 大阪府道高速大阪池田線等の 事業の変更について（回答） （知事 → 社長）	<p>阪神都市圏の料金体系一元化、環境改善や渋滞緩和等に寄与する政策的料金割引の継続・拡充等、平成26年度以降の利用しやすい新たな料金体系について「国と地方の検討会」で平成25年度までに取りまとめることとしており、検討会の一員として、主体性を持って積極的に取り組むこと。また、取りまとめられた見直し案に基づき、改めて本来道路管理者に対し同意申請すること。</p> <p>国は、上記料金体系の検討とあわせ、料金徴収期間延長や金利設定等の償還スキーム見直し、将来の維持管理や更新対応としての維持管理有料制度の導入に向けた検討を早急かつ着実に進めることとしており、本検討にあたっては、貴社としても主体性を持って積極的に取り組むこと。</p> <p>利用しやすい料金体系の具体化を図るため、現在進められている貴社管理路線と大阪府道路公社路線の管理の一体化に係る協議を契機とし、一体運営に向けた具体的な検討を進めること。</p>
堺市	【平成23年11月7日】 大阪府道高速大阪池田線等の 事業の変更について（回答） （市長 → 社長）	<p>なお、貴社に対し、平成23年10月3日付け堺道計第1203号にて申し入れを行い、平成23年10月6日付阪高計画第24号にて回答を頂いているところですが、本市議会における議論を踏まえ、本市からの申し入れ事項の実現に向け、今後一層努力されるよう申し添えます。</p>

<p>兵庫県</p>	<p>【平成23年10月25日】 兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更に係る同意について (知事 → 社長)</p>	<p>阪神高速道路株式会社は、役員報酬を中心とした人件費の引き下げ、維持管理コストの削減等経営の合理化に努め、平成26年度以降の料金値下げに反映させること。</p> <p>平成25年度までとされている本四・NEXCOの乗継割引や大口多頻度割引など各種の料金割引制度を平成26年度以降も継続すること。</p> <p>新神戸トンネルの阪神高速道路株式会社への移管を早期に実施するとともに、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社と会社別の料金となっていることから、一元化した料金体系とすること。</p> <p>国は、料金徴収期間の延長、償還金利の見直し等有料道路制度の見直しを行うこと。</p>
<p>神戸市</p>	<p>【平成23年9月28日】 『兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事業の変更について (回答)』 (市長 → 社長)</p>	<p>人件費や維持管理コストの削減等、徹底した経営改善を行うとともに、平成26年度以降の料金について、利用者の負担が大幅に増えることがないよう、NEXCO・本四との乗継割引や大口多頻度割引など各種割引制度を継続すること。</p>

その他の文書

大阪府	<p>【平成23年9月8日】 経営改善の今後の取り組み等 について (知事 → 社長)</p>	<p>本府としましては、かねてより貴社の経営改善努力を求めてまいりましたが、議案提出に際し、今回の計画を上回る経営改善、利用者サービス向上や将来にわたる値上げ抑制が必要と考えており、具体的な取り組み内容を文書にて回答をお願いします。なお、回答にあたっては、人件費を含めた経費削減や契約方法の見直し、環境・渋滞・物流対策等に配慮した割引等の実施について盛り込まれたい。</p>
大阪市	<p>【平成23年9月26日】 大阪市議員団からの「阪神 高速道路株式会社の事業計画の 変更同意に係る提言」について (市長 → 社長)</p>	<p>この度、阪神高速道路株式会社から大阪市に同意申請のあった高速道路の新料金案に関しては、3つの料金圏が廃止され、均一料金制から対距離料金制へと移行するもので、利用者の公平性や利便性が高まるとともに、空港や港湾等とを結ぶ物流網の強化に資するなど、関西活性化にも寄与するものと理解する。</p> <p>しかしながら、大阪市にかかる割引料金制度については、平成25年度末までの当面の措置とされているものが大半であり、都市圏高速道路の有効活用の観点から、平成26年度以降も継続するよう求めるものである。</p> <p>とりわけ西大阪線については、並行する国道43号の渋滞緩和など、沿道環境の改善対策として現行の料金水準と同等となる割引料金が設定されているものの、その適用期間が平成25年度末とされていることは重大な課題であると認識している。</p> <p>そこで、平成26年度以降についても、今回の割引料金制度の継続実施を阪神高速道路株式会社へ強く求めるよう提言するものである。</p>
堺市	<p>【平成23年10月3日】 大阪府道高速大阪池田線等の 事業の変更について (市長 → 社長)</p>	<p>軽自動車の料金設定につきましては、これまでの本市からの申し入れを踏まえ、検討を進められますよう申し入れいたします。</p>

その他の文書

兵庫県	<p>【平成23年9月12日】 阪神高速道路の事業計画変更に係る兵庫県議会3会派（自・民・公）からの申し入れについて（送付） （兵庫県県土整備部長 → 社長）</p>	<p>阪神高速道路株式会社は、天下り人事の廃止や役員報酬等人件費の引き下げ、維持管理コストの削減、子会社等への契約手法の見直し、本社賃料の削減など自助努力に努め、平成26年以降の料金の値下げに反映させること。</p> <p>平成25年度末に切れる本四・NEXCOの乗継割引や大口多頻度割引など各種料金割引制度について、引き続き国に求めること。</p> <p>阪神高速道路、西日本高速道路、本州四国連絡道路と会社別の料金となっていることから、一元化した料金体系となるように働きかけること。</p> <p>料金徴収期間の延長、償還金利の見直し等有料道路制度の見直しを行うよう国に働きかけること。</p>
-----	---	---

■ 経営改善について

同意回答文書

大阪府	<p>【平成23年11月4日】 大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について（回答） （知事 → 社長）</p>	<p>更なる人件費の削減や契約方法の見直し等も含め、早急に「経営改善計画」を策定し、透明性を確保しつつ、徹底したコスト縮減による経営合理化に取り組むこと。また、このコスト削減の成果等を活用し、早期に料金割引等を実施し、利用者サービスの向上を図ること。</p>
堺市	<p>【平成23年11月7日】 大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について（回答） （市長 → 社長）</p>	<p>なお、貴社に対し、平成23年10月3日付け堺道計第1203号にて申し入れを行い、平成23年10月6日付阪高計画第24号にて回答を頂いているところですが、本市議会における議論を踏まえ、本市からの申し入れ事項の実現に向け、今後一層努力されるよう申し添えます。</p>
兵庫県	<p>【平成23年10月25日】 兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更に係る同意について （知事 → 社長）</p>	<p>阪神高速道路株式会社は、役員報酬を中心とした人件費の引き下げ、維持管理コストの削減等経営の合理化に努め、平成26年度以降の料金値下げに反映させること。</p>
神戸市	<p>【平成23年9月28日】 『兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事業の変更について（回答）』 （市長 → 社長）</p>	<p>人件費や維持管理コストの削減等、徹底した経営改善を行うとともに、平成26年度以降の料金について、利用者の負担が大幅に増えることがないよう、NEXCO・本四との乗継割引や大口多頻度割引など各種割引制度を継続すること。</p>

その他の文書

大阪府	<p>【平成23年9月8日】 経営改善の今後の取り組み等について (知事 → 社長)</p>	<p>本府としましては、かねてより貴社の経営改善努力を求めてまいりましたが、議案提出に際し、今回の計画を上回る経営改善、利用者サービス向上や将来にわたる値上げ抑制が必要と考えており、具体的な取り組み内容を文書にて回答をお願いします。なお、回答にあたっては、人件費を含めた経費削減や契約方法の見直し、環境・渋滞・物流対策等に配慮した割引等の実施について盛り込まれたい。</p> <p>あわせて、貴社が地方自治体の出資する法人であることを踏まえ、昨年度より役員報酬の個別開示に努められているところですが、引き続き、透明性のより一層の向上に取り組まれたい。</p>
大阪市	<p>【平成23年9月26日】 大阪市会議員団からの「阪神高速道路株式会社の事業計画の変更同意に係る提言」について (市長 → 社長)</p>	<p>阪神高速道路株式会社の経営改善が着実に実行されるために、大阪市が、その内容や進捗状況を点検できる機能を充実するよう提言する。</p>
堺市	<p>【平成23年10月3日】 大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について (市長 → 社長)</p>	<p>平成23年7月1日付けで同意申請されました「大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について」に関連し、平成23年9月14日付け阪高経企第20号「経営改善の今後の取り組みについて」において、人件費の削減や契約方法の見直しなど、一定の経営改善努力が示されております。今後は、同文書に示された事項を確実に実践し、これらに限定することなく、幅広く、より一層経営改善に取り組まれますよう申し入れいたします。</p>
兵庫県	<p>【平成23年9月12日】 阪神高速道路の事業計画変更に係る兵庫県議会3会派（自・民・公）からの申し入れについて（送付） (兵庫県県土整備部長 → 社長)</p>	<p>阪神高速道路株式会社は、天下り人事の廃止や役員報酬等人件費の引き下げ、維持管理コストの削減、子会社等への契約手法の見直し、本社賃料の削減など自助努力に努め、平成26年以降の料金の値下げに反映させること。</p>

■ その他

同意回答文書

大阪府	【平成23年11月4日】 大阪府道高速大阪池田線等の 事業の変更について（回答） （知事 → 社長）	事業許可変更の手続き完了後、速やかに、新料金への移行について利用者への周知を行うこと。あわせて、現金利用者への対応としてETC普及促進策を早急を実施すること。
兵庫県	【平成23年10月25日】 兵庫県道高速大阪池田線等の 事業の変更に係る同意について （知事 → 社長）	今回の料金変更後の渋滞状況や周辺環境への影響を適切に把握し、問題が生じれば、速やかに対応すること。
神戸市	【平成23年9月28日】 『兵庫県道高速神戸西宮線等 に関する事業の変更について （回答）』 （市長 → 社長）	新神戸トンネルの移管については、本年度をめどに事業変更許可等の所要の手続きを行い、併せて乗り継ぎの扱いなど利用しやすい料金を早期に実現すること。

その他の文書

兵庫県	<p>【平成23年9月12日】 阪神高速道路の事業計画変更に係る兵庫県議会3会派（自・民・公）からの申し入れについて（送付） （兵庫県県土整備部長 → 社長）</p>	<p>今回の改定案について、すべての議会で同意を得るよう、阪神高速道路株式会社として最大限の努力をすること。</p> <p>現金利用者について、過重負担の解消策を検討するとともに、円滑にETCへの移行を進めるような方策を講じること。</p> <p>利用者の利便性を考え、二つの出入口間を結ぶ複数の通行経路が想定される場合には、その経路中の最短距離をもって通行料金の計算を行うこと。</p> <p>新神戸トンネルを阪神高速道路へ移管するとのことであるが、体制を速やかに整備し、移管を早期に実施するとともに、現在通行が可能な軽車両が、移管後も引き続き安全に通行できるようにすること。</p> <p>今回の料金改定による一般道路の渋滞状況や国道43号の環境対策の影響を把握し、問題がある場合は、速やかに対応すること。</p>
-----	---	---